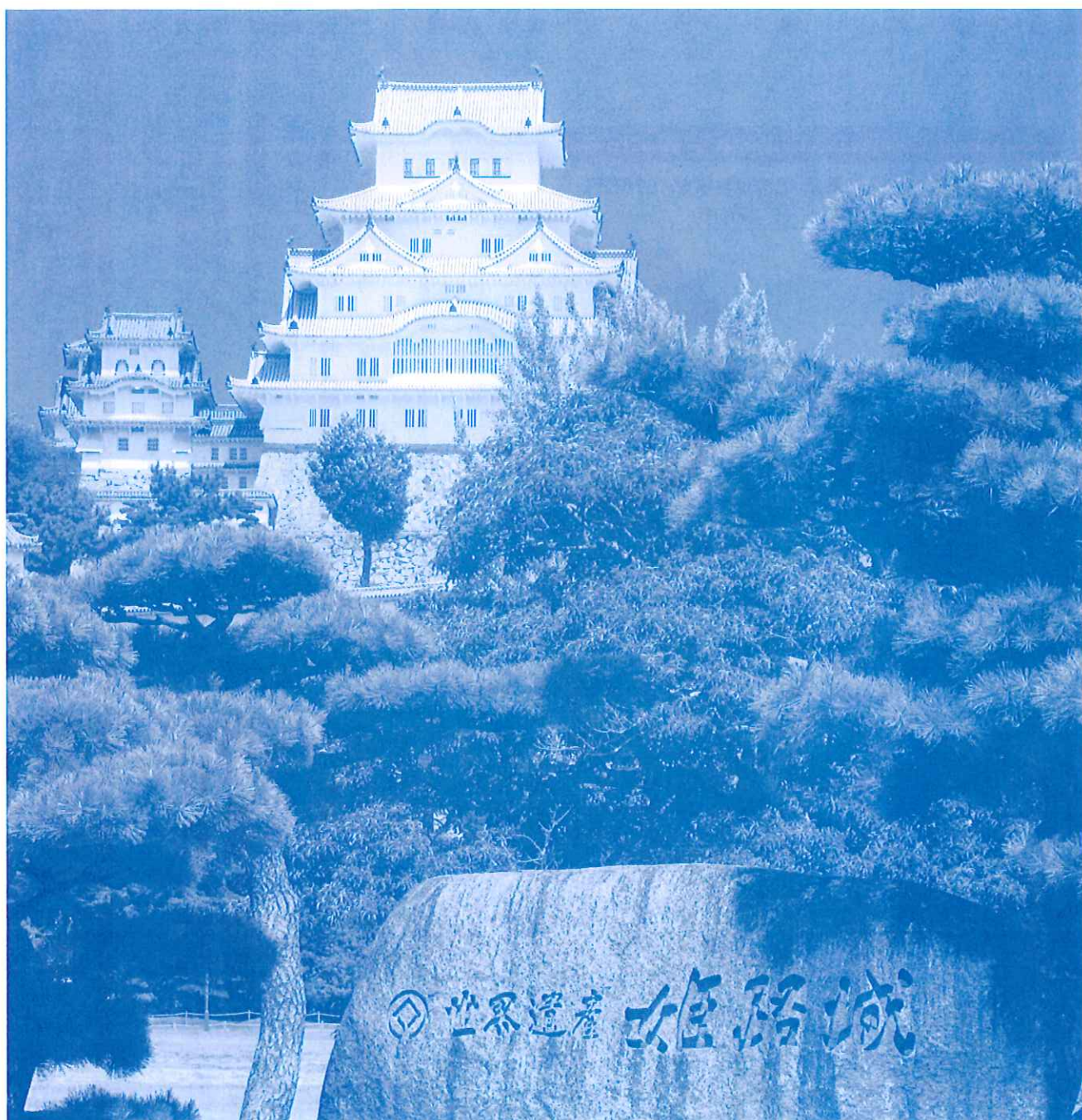


全国社会保険委員会連合会

会報

令和2年9月 第33号



日本の世界遺産 姫路城（兵庫県・姫路市）

全国社会保険委員会連合会

第28回定期総会について

全国社会保険委員会連合会第28回定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染のリスク回避を考慮して、会議方式での開催を中止し、書面審議により開催いたしました。書面審議にあたり山本会長のあいさつが議案書に添えられました。また、厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構、全国健康保険協会からそれぞれあいさつを寄稿いただきました。

書面審議の内容としては、「令和元年度事業報告（案）」並びに収入支出決算（案）、「令和元年度決算剰余金処分（案）」、「令和2年度事業計画（案）」並びに収入支出予算（案）」について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

令和元年度事業実施報告として

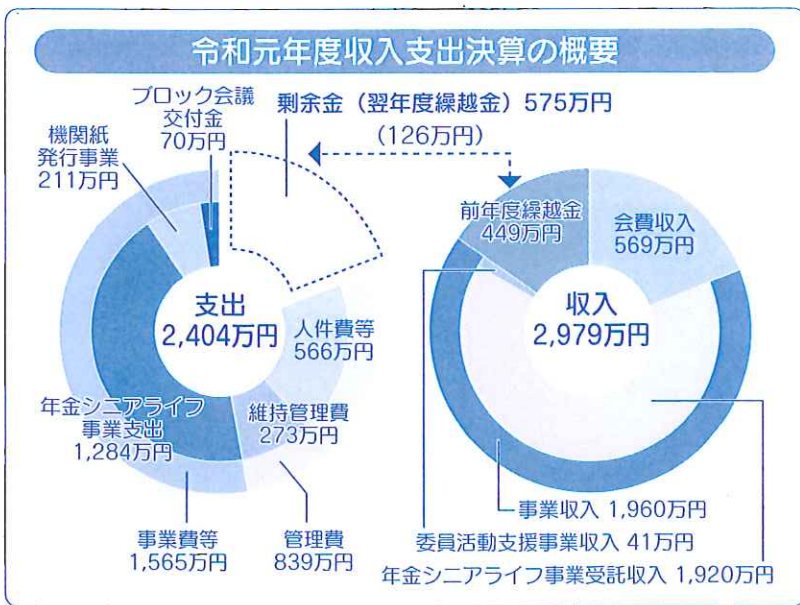
- ① 都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
- ② 厚生労働省等関係機関との連携状況
- ③ ブロック会議への開催支援等
- ④ 「年金シニアライフセミナー」の開催支援（25都府県、45会場で実施）
- ⑤ 全委連機関紙『会報』配布（9万8千部）

- ⑥ 『厚生年金保険の早わかり』配布（2万部）等が報告されました。

令和元年度収入支出決算については、収入総額が2979万1890円、支出総額が2403万6879円となり、前年度からの繰越金（449万5904円）を除いた単年度の実質

的収支は125万9107円の黒字決算となることが報告されました。

一方、令和2年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』の発行など、収入総額3267万円の予算で事業を行うこととしています。



全国社会保険委員会連合会 山本 萬造 会長あいさつ（要旨）

皆様方には、日頃から当連合会事業の実施および委員会活動の活性化にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

当連合会第28回定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染のリスク回避を考慮して、書面にて議案等をお諮りする旨ご連絡いたしましたところ、書面審議にあたりまして、厚生労働省、日本年金機構および全国健康保険協会からあいさつを寄稿いただきましたことに、心から感謝申し上げます。

本年5月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、健康保険・厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大や強制適用業種の拡大等の見直しが行われました。

また、厚生労働省年金局におかれましては、「令和2年度の年金委員の活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構本部はこの通知を受け、活動内容の具体例等を取りまとめますが、新型コロナウイルスの関係で年金事務所への通知が遅れていると伺っています。

今年度の各社会保険委員会・連合会の事業運営にあたりましては、新型コロナウイルス感染症状況等を勘案した難しいかじ取りになるものと思いますが、全委連としましては年金委員・健康保険委員の活動が円滑にできるように皆様方にご意見をいただき関係機関とも連携を図り対応してまいる所存であります。

今後とも、当連合会の充実発展に努めてまいりますので、会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

* * * * *

全国社会保険委員会連合会の書面審議にあたり、厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構、全国健康保険協会からそれぞれ次のようなあいさつが寄せられました。

（要旨）寄稿

厚生労働省年金局

巽 慎一 事業企画課長

年金委員の皆様方におかれましては、日頃から公的年金事業の円滑な推進および制度の普及啓発にご尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

今後の社会経済の変化を展望すると、人手不足が進行するとともに、健康寿命が延伸し、中

長期的には現役世代の人口の急速な減少が見込まれる中で、特に高齢者や女性の就業が進み、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれます。こうした社会経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る必要があります。このため、こうした社会経済の変化に対応し、年金制度の機能を強化するため、先般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が成立しました。

具体的には、
(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について段階的に引き下げ、また、5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律または会計に係る業務を行う事業を追加する。

(2) 在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を毎年定時に改定することとし、また、特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大する。

(3) 現在60歳から70歳までとされている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳までに拡大する。

(4) 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大する。また、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の

要件緩和など、制度面および手続面の改善を行う。

ことなどを主な改正内容としております。また、資格取得届・資格喪失届など主要な手続きの電子申請については、令和2年4月より、従来の電子証明書（有料）のほか、「GビズID（法人共通認証基盤）」を活用したID・パスワード方式（無料）による利用が可能になり、事業所の事務効率化などにつながることを期待しております。

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応につきましては、令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、申請により、厚生年金保険料等の納付を無担保かつ延滞金なしで1年間猶予することができるようになりました。

また、国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が急減するなどし、当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準相当や学生納付特例基準相当に該当する方については、簡易な手続きによって、保険料の免除や納付猶予等を可能にする特例措置を講じております。

これらの制度改正や特例措置を円滑に実施するためには、国民の皆様のご正しいご理解が必要不可欠であり、年金委員の皆様のご周知活動は欠かせないものとなっております。職域型年金委員の委員数につきましては、日本年金機構発足

以来、毎年減少してまいりましたが、昨年度、初めて、前年度と比べて増加に転じました。

今後も、公的年金制度の普及・啓発活動を充実させるため、日本年金機構と一緒に年々年金委員への活動支援体制を強化するとともに、関係団体等への働きかけを強化し、委嘱拡大を進めてまいりますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省保険局 姫野 泰啓 保険課長

健康保険制度の運営につきましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、勤務環境に大きな制約がある中で、健康保険委員の皆様方をはじめとする関係者のご尽力に改めて感謝申し上げます。

厚生労働省としても、健康保険関係事務が円滑に実施できるよう、各般の対応を行っています。

第1に、事業収入の大幅な減少がある場合に、無担保・延滞金無しによる保険料猶予を認めることとしていきます。

第2に、発熱等の新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状により休業せざるを得ない場合には、医師の意見書がなくても事業主証明により傷病手当金を支給できることもお示ししています。

第3に、今回の感染症拡大により一時的に業務が増加している放課後児童クラブなどで短時

間勤務している方の中には一時的に収入が増加し、被扶養者認定に影響するのではないかと懸念される方もいらっしゃいます。こうした懸念を解消するため、被扶養者認定は将来の収入見込みを総合的に判断するものであり、一時的な収入増加があっても直ちに被扶養者認定を取り消すものではないことを改めて周知しています。他方で、将来に向けた健康保険制度の見直しも行われています。短時間労働者への適用拡大に関しては、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度を構築する観点から、今回の法改正により企業規模要件を段階的に引き下げ、短時間労働者への適用拡大を図ることとなります。具体的には、令和4年10月1日に101人以上、令和6年10月1日に51人以上の事業所に適用することとなります。また、短時間労働者を適用する際の勤務期間要件については、勤務期間を1年以上の見込みとする要件は撤廃し、基本的にフルタイムの被保険者と同様の2カ月超の要件を適用するなど、社会保険の適用に関する見直しを行うこととしていきます。

最後に、国民の誰もがより長く元気に活躍でき、すべての世代が安心できる「全世代型社会保障」の実現に向けて検討が進められています。今後、医療保険制度の諸課題についても検討を進めていく必要があります。「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前

提として、特に予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められています。全国健康保険協会におきましても、平成30年度に策定した保険者機能強化アクションプラン（第4期）の中で、昨年引き続き、データ分析に基づいたデータヘルス計画の着実な実施、医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ、インセンティブ制度の着実な実施、ジェネリック医薬品の使用促進などといった目標を掲げていると承知しています。加入者の皆様がこのような取り組みをご理解いただき、健診・保健指導の受診やジェネリック医薬品の使用を積極的に実施いただけるように、健康保険委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。厚生労働省としても、各事業所等の現場における健康保険委員の皆様が重要と考えております。引き続き、ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

日本年金機構 町田 浩理事

全国社会保険委員会連合会におかれましては、社会保険委員（年金委員）の資質の向上、連携の強化、活動の活性化等を目的として、平

成6年に設立されて以来、長年にわたり公的年金制度の円滑な運営および日本年金機構の業務運営に関して多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、職域年金委員の皆様には、所属事業所内における社会保険関係届書等の作成指導や点検をはじめ、従業員からの相談対応、年金制度説明会の開催など幅広く活動をいただいております、皆様のご尽力に改めて敬意を表する次第であります。

年金委員の皆様には、日本年金機構より、各事業所が納付する厚生年金保険料等について申請により特例納付が可能となったこと、および国民年金第1号被保険者の所得が一定程度下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料免除申請が可能となったことについて制度概要のご案内をしました。あわせて、令和2年4月より、資格取得届・資格喪失届など主要な手続きについて、従来の電子証明書(有料)のほか、「GビズID(法人共通認証基盤)」を活用したID・パスワード方式(無料)による電子申請が利用可能となったことをご案内してまいりますので、事業主様の事務効率化および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電子申請の積極的な活用をお願い申し上げます。

さて、日本年金機構は公的年金制度にかかると一連の業務の委任・委託を受ける組織として、平成22年1月に設立され、本年度で発足10周年を迎えました。この間、ガバナンス改革を進め、機構の基幹業務である国民年金・厚生年金保険

の適用、徴収および年金給付については、着実に事業実績を積み上げました。

しかしながら、公的年金制度への関心・理解が希薄な方々がまだまだおられることから、令和元年度からの5年間の第3期中期計画を「未来づくり計画」と位置づけ、我々一人ひとりが公的年金制度を支える機構職員としてのミッションに立ち返り、お客様である国民を向いたアプローチの強化により、お客様の安定した生活や安心を実現するための取り組みを年金委員の皆様と協働しながら勸めてまいり所存です。是非とも皆様方のご支援をお願い申し上げます。

また、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、日本年金機構として重要な取り組みであります。これらの実施にあたっては、年金委員の皆様をはじめとした全国社会保険委員会連合会のご理解とご協力が不可欠であり、その活動の活性化が重要な課題であります。

まずは、近年減少傾向にある年金委員の委嘱拡大に取り組み、その活動基盤の充実を図ってまいります。また、年金委員の活動意欲と年金事務所との連携意識の向上を図るため、今後、年金委員研修を軸とした情報共有や機構ホームページ等を活用した情報発信をさらに充実させるなど、年金委員の活動に必要な支援体制を強化してまいります。

社会保障制度の中核である公的年金制度の運営業務を担っている私ども日本年金機構は、制

度を適切に運営し、国民の皆様の年金権を守り、社会の安定に資するため、全職員が一丸となって職務に邁進する所存ですので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会 吉森 俊和 理事

全国社会保険委員会連合会、並びに健康保険委員の皆様方には協会けんぽの各種事業運営に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様、および感染拡大により影響を受けられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

協会けんぽは、全国4000万人が加入する国内最大の医療保険者として、感染拡大防止に係る政府の要請等に協力しながら、傷病手当金等の支払いをはじめ、皆様の生活に直結する業務により一層注力する所存でございます。

さて、私ども協会けんぽは、平成20年10月の発足以来13年目を迎えますが、この間、健康保険委員の総数は増加の一途をたどり、昨年度末には19・3万人を超える委員数となりました。健康保険委員の皆様には、日頃の協会けんぽの各種業務へのご理解とご協力をいただいております。心より感謝申し上げますとともに、あわせて全国社会保険委員会連合会の皆様のご支援に対し深く敬意を表するものでございます。

全国社会保険委員会連合会役員名簿

(令和2年6月1日現在)

役職	氏名	所属社会保険委員会連合会(団体)・職名
会長	山本 萬造	東京都年金委員会連合会会長
副会長	井川 康治	北海道社会保険委員会連合会会長
副会長	金子 誠治	埼玉県社会保険委員会連合会会長
副会長	武藤 圭二	愛知県社会保険委員会連合会会長
副会長	金子千万利	大阪府社会保険委員会連合会会長
副会長	福原 眞司	愛媛社会保険委員会連合会会長
副会長	亀川 聡	福岡県社会保険委員会連合会会長
常務理事	山下 賢二	学識経験を有する者
理事	赤坂 正弘	宮城県社会保険委員会連合会会長
理事	小松 貞夫	栃木県社会保険委員会連合会会長
理事	若山 幸信	静岡県社会保険委員会連合会会長
理事	渡辺 朗夫	滋賀県社会保険委員連合会会長
理事	小竹 純二	山口県社会保険委員会連合会会長
理事	金城 善輝	沖縄県社会保険委員会会長
理事	三枝 寛	(一財)社会保険協会常務理事
監事	田原 徹典	兵庫県社会保険委員会連合会会長
監事	遠藤 一英	(一社)全国社会保険協会連合会常務理事

また、近年の社会保障を取り巻く厳しい情勢から、協会けんぽをはじめとした医療保険者はこれまで以上に保険者機能を発揮することが強く求められております。協会けんぽでは、期間3年の中期行動計画である「第4期保険者機能強化アクションプラン」により保険者機能の強化を図っており、本年度はその最終年度にあたります。「戦略的保険者機能」の強化を柱として、加入者や医療提供者の皆様にに対し、個人々の健康度を高め医療の質の向上を図り、医療費適正化の促進に資するような様々な取り組みを

積極的に展開しているところでです。

一例をあげますと、現役世代から健康づくりに取り組むことが重要視されている環境に鑑み、「健康宣言」をはじめとした加人事業所とのコラボヘルス事業を推進しております。健康宣言とは、事業主が「健康経営」の一環として、事業所全体で従業員の健康づくりを取り組むことを表明し、協会けんぽがサポート等の支援を行い、双方が連携して従業員の健康づくりを促進する取り組みです。本年3月末時点で約4万5000事業所が健康宣言を実施しています。

申し上げます。

最後に、医療費の適正化と事務効率化の観点で2点お願いがございます。

1点目は毎年お願いしております「退職者の保険証の早期回収」です。資格喪失後受診による返納金債権の発生額は本年3月時点で48億円と昨年度より8億円増加しており、債権回収に大きな負担を与えております。この返納金債権発生最大の防止策は、退職時の保険証の回収徹底であるということをご理解いただければと思います。

事業所の皆様と協会けんぽが連携して加入者の皆様の健康づくりを効果的に実施できているのは、事業所内における健康保険委員の皆様のご尽力とご協力の賜物であることは申すまでもございませぬ。今後

も、協会けんぽが保険者としての責務を十分に果たしていくために引き続きのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目は「郵送化」の推進です。協会けんぽの各種申請等の手続きについては、すべて郵送による手続きが可能です。昨年度はこの推進により、郵送による申請書の割合は全申請書の9割を超えました。協会けんぽでは、事務処理の迅速化・効率化に加え、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、対面による手続きから郵送の手続きへの転換をより一層推進したいと考えております。健康保険委員の皆様におかれましては、「退職時の保険証回収」と「郵送化」の2点について、事業所内での啓発周知にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私も協会けんぽが新しい生活様式の中で保険者としての責務を果たしていくためには、今後も健康保険委員の皆様が必要不可欠であり、健康保険委員、年金委員の皆様および全国社会保険委員会連合会の皆様との連携がより重要であると考えています。引き続き、倍旧のご支援ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本年金機構と協会けんぽから 社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

1 厚生年金保険の標準報酬月額の上限定について

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。

※健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）については変更ありません。

※特別な手続きは必要ありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる事業主の方へ9月下旬以降お知らせする予定です。

改定前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧)第31級	620,000円	605,000円以上

改定後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(新)第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
(新)第32級	650,000円	635,000円以上

2 標準報酬月額に関する届出漏れはありませんか

8月または9月の随時改定が予定されているため、算定基礎届の提出を行っていない被保険者につきまして、随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しなかった場合は算定基礎届をご提出いただく必要があります。

まだ、月額変更届または算定基礎届の提出がお済みでない被保険者がある場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ速やかにご提出いただくようお願いいたします。

3 社会保険の届書提出は『電子申請』が便利です

これまで、電子申請するためには有料の電子証明書を取得していただく必要がありましたが、本年4月からは無料で取得可能な「GビズID」※1を利用した電子申請が始まっています。この「GビズID」に対応した届書を簡易に作成・申請できる「届書作成プログラム」を日本年金機構ホームページに掲載していますので、これまでよりも気軽に電子申請をご利用いただけます。

また、現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取り組みの一環として、特定の法人※2の事業所については、社会保険に関する一部の手続き※3を行う場合に、必ず電子申請で行っていただくことになっています。

電子申請はインターネット環境があれば24時間いつでも場所を選ばず申請が可能であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも電子申請の利用を推奨しています。郵送コストや来所に要するコスト削減にもつながると考えられますので、ぜひ積極的なご利用をお願いします。

※1 1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※2 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

※3 「健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届」、「健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届」、「健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届」

協会けんぽのインセンティブ制度について

平成25年度から保険者の特定健診・特定保健指導の実施率等に応じて、後期高齢者支援金の加算または減算を行う加減算制度は、協会けんぽも含めた全保険者を対象として実施されていましたが、平成30年度からは、協会けんぽはこの制度から外れ、新たなインセンティブ制度が創設されました。

これは、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なるなかで、一律の土台で実績を比較することは不適切との考え方に基づくものです。

協会におけるインセンティブ制度の導入にあたっては、加入者や事業主の方々の取り組みに報いることができる設計とすることを基本的な考え方としています。

インセンティブ制度は、協会けんぽの加入者および事業主の方々の取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させるものです。各支部の当該年度の取組結果を翌々年度の保険料率に反映させる仕組みです。

制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%※を盛り込んで計算します。各支部の加入者および事業主の行動を以下の5つの評価指標に基づき、評価します。この結果をランキング付けし、上位23支部に該当した支部に

ついては、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって、保険料率を引き下げることとしています。

- 評価指標 1 特定健診等の受診率
- 評価指標 2 特定保健指導の実施率
- 評価指標 3 特定保健指導対象者の減少率
- 評価指標 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 評価指標 5 後発医薬品の使用割合

平成30年度における各評価指標の結果により、ランキング上位の23支部は、インセンティブ制度の報奨金により、令和2年度保険料率に最大で0.004%の保険料率の引き下げ効果として反映されました。

インセンティブ制度により、加入者および事業主の方々の行動変容につながり、健診・保健指導等の取り組みが進んでいくよう、協会けんぽはより一層の周知広報に取り組んでまいりますので、健康保険委員の皆様には、何卒、この取り組みにお力添えをいただくとともに、今後の協会けんぽの事業運営にご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

※保険料率に盛り込まれる率は、3年間で段階的に導入されます。令和2年度は0.004%、3年度は0.007%、4年度は0.01%。

年金委員（職域型）・健康保険委員委嘱者数 （年金委員は令和2年4月1日、健康保険委員は令和2年6月30日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,367人	6,974人
2	青森	1,426人	2,252人
3	岩手	2,296人	2,335人
4	宮城	2,724人	4,709人
5	秋田	1,535人	1,933人
6	山形	1,789人	2,184人
7	福島	2,271人	4,331人
8	茨城	2,277人	6,552人
9	栃木	1,733人	3,154人
10	群馬	1,883人	3,397人
11	埼玉	2,828人	6,768人
12	千葉	2,693人	4,078人
13	東京	6,240人	9,206人
14	神奈川	3,272人	10,258人
15	新潟	3,922人	5,225人
16	富山	2,192人	3,159人
17	石川	1,358人	3,986人
18	福井	1,695人	2,565人
19	山梨	1,221人	1,620人
20	長野	4,083人	4,386人
21	岐阜	2,262人	4,105人
22	静岡	4,898人	14,289人
23	愛知	4,784人	14,896人
24	三重	1,536人	2,372人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,168人	1,662人
26	京都	1,302人	2,947人
27	大阪	3,917人	8,606人
28	兵庫	2,357人	3,360人
29	奈良	893人	1,885人
30	和歌山	1,051人	2,243人
31	鳥取	1,222人	2,811人
32	島根	1,333人	2,694人
33	岡山	3,509人	3,417人
34	広島	3,877人	5,488人
35	山口	2,263人	2,459人
36	徳島	1,139人	1,686人
37	香川	2,332人	2,928人
38	愛媛	2,474人	2,987人
39	高知	1,242人	1,750人
40	福岡	4,737人	6,203人
41	佐賀	1,490人	1,710人
42	長崎	1,584人	1,871人
43	熊本	2,361人	6,071人
44	大分	1,543人	2,505人
45	宮崎	2,289人	2,328人
46	鹿児島	1,706人	2,350人
47	沖縄	1,266人	2,399人
	合計	112,340人	197,094人